

## ネッパジーン株式会社に対する審決取消請求事件について

### 1. 経緯

株式会社ベックスは平成 24 年 4 月 6 日、特許庁に対し、ネッパジーン株式会社の所有する特許 4713671 号は公知の技術で何ら新規性及び進歩性がないとして、当該特許の無効審判請求（無効 2012-800051）を行いました。この無効審判請求を受け、ネッパジーン株式会社は平成 25 年 8 月 1 日、特許の請求項を削除し、特許請求の範囲の訂正を請求しました。特許庁は平成 25 年 12 月 3 日、その訂正を認めたため、株式会社ベックスはこれに対して知的財産高等裁判所に控訴しました（平成 26 年（行ケ）第 10008 号審決取消請求事件）が、平成 26 年 9 月 25 日に株式会社ベックスの請求を棄却するという判決が言い渡されました。

### 2. 本判決による影響について

本決定により、当社が製造・販売するエレクトロポレーターが影響を受けるものではありません。当社の無効審判請求（無効 2012-800051）によって、ネッパジーン株式会社の特許はヒト子宮頸細胞の特定の条件でのみ有効であると制限されることが証明されましたので、当社の目的は達成できたと考えております。現在、当社のエレクトロポレーターをお使いのお客様におかれましては、安心してご使用ください。また、当社のエレクトロポレーターをご検討中のお客様につきましてもご安心下さい。

以上

平成 26 年 11 月 12 日 株式会社ベックス